報告第　４　号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬

専第　２３　号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和８年１０月２１日専決

熊本県知事　木　村　敬

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和８年５月１２日 熊本市中央区新大江三丁目地内	スカイハイツ 新大江管理組合 （所有者） 花壇	３５，２００円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立て等をしないこと。
2	令和８年６月９日 合志市須屋地内	個人 （車両所有者） 軽乗用車	２９８，６６１円	